

# 大仙地区更生保護女性会会則

(名称)

第1条 本会は大仙地区更生保護女性の会と称す。

(事務所)

第2条 本会は事務所を会長宅に置く。

(会員)

第3条 本会は大仙地域に居住し本会の目的に協力する女性をもって会員とする。

(目的)

第4条 本会は女性の立場から地域の犯罪予防及び犯罪者並びに、非行少年の更生保護に協力し犯罪のない明るい社会の実現、更生保護活動の発展を図り、更生保護事業に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 研究協議活動
- (2) 更生保護普及活動
- (3) 犯罪予防活動
- (4) 保護司活動に対する協力
- (5) 更生保護会に対する協力
- (6) 矯正施設の収容者に対する激励
- (7) 関係機関団体の行事に対する協力
- (8) 本会の目的達成に必要と認める事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 6名
4. 監事 2名
5. 会計 2名

(役員を選任及び職務)

- 第7条
1. 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
  2. 会長・副会長・会計は、理事の中から理事会が選任する。
  3. 理事及び監事は、これを兼ねることができない。
  4. 会長は、本会を代表しその会務を総括する。
  5. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
  6. 理事は、理事会を組織し事業を計画し運営する。
  7. 監事は会計並びに会運営を監査する。

(役員の仕事)

- 第8条
1. 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。
  2. 役員の仕事が満了した場合でも後任者が就任するまでは引き続き職務を行うものとする。

(会議)

- 第9条
1. 本会の会議は総会、役員会とする。
  2. 本会は毎年1回総会を開催し事業、予算、決算、役員を選出、会則及び会運営、その他の重要事項を審議決定する。但し必要に応じ臨時総会を開催することができる。
  3. 役員会は会長により必要に応じこれを召集し会長は議長となり総会に付議すべき事項、総会において役員会に委任された事項その他主要な事項について審議等をする。

(議 事)

- 第10条 1. 総会は会長がこれを召集し議事は会長が議長となり、決議は出席者の過半数により決し可否同数の場合は議長が決定する。  
2. 第9条第3項以外の事項につき緊急を要する場合は役員会をもって総会に代えることができる。但し会長は次期総会に報告し承認を得るものとする。

(経 費)

- 第11条 本会の運営に関する経費は、会費・助成金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(資産の管理)

- 第12条 本会の資産は会長が管理する。

(事務局)

- 第13条 本会に事務局を置く。事務局は会長が委嘱する。

(会 計)

- 第14条 1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
2. 本会の事業計画及び予算は、総会の議決により定めなければならない。  
3. 本会の事業報告及び決算は、毎年会計年度終了後2カ月以内に、監事の監査を受けて総会の議決を得なければならない。

(会則の改正)

- 第15条 本会則は総会出席者の3分の2以上の決議により改正することができる。

(細 則)

- 第16条 本会の運営に関する細則は役員会にはかり会長がこれを決める。

附則

(平成30年4月30日議決)

この改正規約は、平成30年4月1日から適用する。